

女性文化研究所研究生に関する規程

(目的)

第1条 当研究所は、大学院博士課程生活機構研究科の基礎として位置付けられ、学術研究機関としての活動が期待されている。したがって、その一環として研究生の採用を行い、研究者として指導育成することを目的としてこの規程を定める。

(資格)

第2条 研究生となることのできる者は、女性文化に関する研究計画を有し、それを遂行し得る能力を有する者（原則として、大学を卒業した者及びそれと同等以上の学力があると認められる者）とする。

(採用の願い出)

第3条 研究生採用を願い出る者は、採用願い（本学規定の用紙）に、次の書類を添え、前年度の2月末までに願い出るものとする。

- 一 出身学校の卒業・修了証明書又は見込証明書
- 二 成績証明書（修了見込みの者は経過年度のもの）
- 三 健康診断書

(採用の決定)

第4条 研究生の採用の可否は、運営委員会に置く選考委員会において審議し、その答申に基づき、学長が決定する。

(研修期間)

第5条 研究生の研修期間は、各学年度初めから1年とする。但し、研究計画の進捗により、更に研究を継続しようとする者は、研究継続願いを提出しなければならない。

2 前項の期間は、1年限りとする。

(待遇)

第6条 研究生は、指導教員の担当授業科目の聴講を希望するときは、同教員の許可を受けて聴講願いを提出し、学長の許可を受けなければならない。

(監督)

第7条 研究生に対する監督は、指導教員がこれに当たるものとする。

(在籍料)

第8条 研究生は、定められた期日までに、在籍料を納付しなければならない。

2 研究生の在籍料は、次のとおりとする。ただし、実験実習に関する費用は別にこれを徴収する。

- 一 他大学出身者は、検定料 50,000 円が別途かかる。入学金 50,000 円・在籍料 200,000 円は共通
- 二 前号の在籍料は、前期・後期の2回に分納するものとし、納期は、前期は4月15日、後期は10月15日限りとする。

三 特別の事情のある者に限り、運営委員会の議を経て、学長の許可を得、在籍料の全額又は一部を免除することがある。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附 則 この規程は、平成21年9月17日に改定し、平成21年10月1日から施行する。